

## 鹿児島県社会福祉事業団 職員提案要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鹿児島県社会福祉事業団の職員が、事業全般についての改善方法及び施策を提案することにより、創造的思考と参画意識を高めるとともに、日常的に業務の改善、改革を指向し、もって各所轄の業務の活性化と施設サービス等の向上に資することを目的とする。

### (提案者)

第2条 職員は、単独又は共同で提案を行うことができる。

### (提案の奨励)

第3条 所属長は、所属の職員に対して常に提案の奨励に努めるものとする。

### (提案の種類及び内容)

第4条 職員は、次の各号に掲げる提案事項について、別に定める職員提案実施計画書の募集期間に提案することができる。ただし、職員の個人的な人事、給与に関する事、単なる不平・不満・苦情等については、提案の内容とすることができない。

- (1) 利用者のサービスの質の向上に関する事。
- (2) 事務処理方法の改善に関する事。
- (3) 執務環境改善に関する事。
- (4) 経費の削減に関する事。
- (5) 新規施策、事業の企画に関する事。
- (6) その他業務運営の改善に関する事。

### (提案審査委員会)

第5条 前条に掲げる提案事項について、これを審査するため職員提案審査委員会以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成し、施設長及び職員代表委員については理事長が指名するものとする。

### (提案の方法)

第6条 職員は、提案をしようとするときは、別に定める職員提案実施計画書に基づき職員提案書(別記第1号様式)に必要な事項を記入して、理事長に提出するものとする。

- 2 職員が、当該年度に行った第4条各号に該当する改善策等で、所属長が業務改善等に効果があると認めるものについては、第4条の規定による提案があったものとみなし、第1項に基づき手続きをとるものとする。
- 3 提案は、文書で提出する場合は、職員提案書(別記第1号様式)により、メールで提出する場合は、職員提案フォーム(別記第2号様式)によるものとする。

### (提案の受理)

第7条 理事長は、提案された内容が第4条の各号に掲げる項目に該当するものであるときは、これを受理し、提案者にその旨を通知するものとする。

(意見の聴取)

第8条 理事長は、提案を受理したときは、必要に応じて提案事項を所属長に通知し、提案事項について意見を聴取するものとする。

(提案の審査)

第9条 第7条の規定により受理された提案は、委員会の審査に付する。

2 委員会は、提案の効果性、実現性、重要性、独創性、応用性及び努力性について評価することにより、提案の審査を行うものとする。

(入選の決定等)

第10条 理事長は、委員会の審査結果を踏まえ提案の特選・入選・佳作及び奨励賞を決定する。

2 理事長は、前項の決定を行ったときは、その結果を当該提案者に職員提案審査結果通知書(別記第3号様式)により通知するとともに、入選以上の提案は発表するものとする。

(提案の実施)

第11条 事務局長は、入選以上の提案について、関係施設長等に必要な措置を講ずることを指示することができる。

2 前項の措置を指示された施設長等は、速やかに処理し、処理状況を事務局長に報告しなければならない。

(表彰)

第12条 入選以上の提案については、別に定める基準により提案者を表彰する。

2 入選以上に至らなかった提案のうち、努力の著しいと認められるものについては、佳作とし報償金を与えることができる。

3 受理されたすべての提案については、特選・入選及び佳作とされた提案を除き、奨励賞を与える。

(事務)

第13条 職員提案に関する事務は、職員提案処理カード(別記第4号様式)により、事務局が処理する。

(提案の周知)

第14条 提案の募集については、事業団のホームページで告知するとともに、各施設の掲示用板へ掲示し、職員への周知を行うものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、職員提案制度について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (第1次改正)

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（第2次改正）

この改正は、平成31年2月7日から施行する。  
ただし、平成30年10月1日から適用する。

附 則（第3次改正）

この改正は、令和5年9月1日から施行する。

別 表

職員提案審査委員会名簿

役 職	施設及び職名等		人数
会 長	理事長		
副 会 長	常務理事兼事務局長		
委 員	児童養護施設	施設長	1名
委 員	保育所	施設長	1名
委 員	婦人保護施設 母子生活支援施設	施設長	1名
委 員	障害者支援施設	施設長	1名
委 員	児童養護施設 保育所 婦人保護施設 母子生活支援施設	職 員	2名
委 員	障害者支援施設	職 員	2名
合 計			10名

別記第1号様式

職 員 提 案 書				提案事項	(1) (2) (3) (4) (5) (6)
所属		職		氏 名	
1 提案事項				提案番号 (※) No. _____	
				受理年月日 (※) _____年 月 日	
2 提案要旨 (提案の概要を簡潔にまとめてください)					
3 提案内容					
参考資料名					

記入方法

- 1 提案は1件ごとに提案書を使ってください。また、提案の内容については、必要により別紙に記載してください。
- 2 提案事項の該当する課題記号に○を付してください。
- 3 ※は記入しないでください。
- 4 提案に関する資料があるときは、添付してください。また、様式等の改善については、新旧対照表を添付してください。
- 5 参考資料は別紙 (A 3、A 4判を使用のこと。)として添付してください。

以下の項目に従い、必要事項を入力の上、送信してください。

※文書にて郵便若しくは直接提出される方は、「職員提案書」(別記第1号様式)をダウンロードし、手書きで記入してください。

所属	
職名	入力
氏名	入力
提案種類	◎ (1   ◎ (2   ◎ (3   ◎ (4   ◎ (5   ◎ (6   ←
提案事項	入力(2行くらい)
提案要項	※提案の概要を完結にまとめてください 入力(3行くらい)
提案内容	入力(50行くらい)
参考資料名	入力(3行くらい)

提案種類をボタンで選択  
(6種・複数可)

添付ボタン

→ 送信ボタン

第3号様式

年 月 日

所属(職)名

氏名

殿

鹿児島県社会福祉事業団理事長

職 員 提 案 審 査 結 果 通 知 書

あなたから提案のあった、

について、審議しましたところ、

特 選

入 選

佳 作

奨 励 賞

となりました。

今後とも、よりよい鹿児島県社会福祉事業団づくりに役立つよう積極的な提案を期待します。

第4号様式

職員提案処理カード		
受理年月日	年 月 日	
提案者 (グループの場合は 代表者)	所属 氏名	職
提案の件名		
提案の理由及び内容	別添提案書のとおり	
職員提案 審査委員会 の審査	審査月日	年 月 日
	審査内容	
	審査結果	特選・入選・佳作・奨励賞



## 年度 職員提案実施計画書

### 1 提案事項

- (1) 利用者のサービスの質の向上に関すること。
- (2) 事務処理方法の改善に関すること。
- (3) 執務環境の改善に関すること。
- (4) 経費の節減に関すること。
- (5) 新規施策・事業の企画に関すること。
- (6) その他業務運営の改善に関すること。

### 2 応募資格

鹿児島県社会福祉事業団 職員 (個人又はグループ)

### 3 スケジュール

- (1) 実施計画書配布 ○○年5月上旬
- (2) 第Ⅰ期
  - ① 募集期間 ○○年6月1日～8月31日
  - ② 結果発表 ○○年10月○日
- (3) 第Ⅱ期
  - ① 募集期間 ○○年10月1日～12月31日
  - ② 結果発表 ○○年2月○日

### 4 応募方法

- (1) 単独提案または共同(グループ)提案による。
- (2) 応募件数に制限はない。
- (3) 提案は、文書により提出する場合は、職員提案書を用いること。また、事業団ホームページ内のメールフォームにより提出する場合は、職員提案フォームを用いること。
- (4) 提案は、理事長宛てに提出すること。

### 5 審査及び結果

#### (1) 審査

- ア 審査は、職員提案審査委員会において行う。
- イ 審査は、別紙審査要領に基づき行い、特選・入選・佳作及び奨励賞の候補を決める。
- ウ 職員提案審査委員会の審査結果に基づき、理事長が、特選・入選・佳作及び奨励賞を決定する。

#### (2) 結果発表

- ア 審査結果は、事業団ホームページに掲載する。
- イ 事業団機関紙「飛翔」に結果を掲載する。

6 報償等

(1) 特選	1件につき	30,000円
(2) 入選	1件につき	10,000円
(3) 佳作	1件につき	5,000円
(4) 奨励賞	1件につき	図書カード1,000円